

中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等の給付により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中土佐町民に対してデジタル商品券等を配布することにより家計負担を軽減することを目的としている。

2. 業務の概要

(1) 業務名

中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務内容仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年1月31日

(4) 見積上限額

40,150,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

「内訳」事務委託料 : 3,000,000円

商品券精算金 : 37,150,000円

「内訳」世帯給付分 : 35,000,000円

子ども加算分 : 2,150,000円

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成24年中土佐町規則第26号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等)に該当しない者であること。
- (3) 各種町税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 経営不振の状態でないこと。※民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法(昭和27年法律第127号)に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。
- (6) 複数の事業者の連合体(以下「共同企業体」)による申請も可とする。その場合、すべての事業者が前5項目の要件を満たしていること。

- (7) 平成 28 年度以降、国または地方公共団体その他これに準ずる団体から類似業務を受託した実績を有すること、もしくはそれと同等の実績を有すること。
- (8) 町内に本店、支店、支所及びその他の拠点のいずれかを有し常駐する職員が配置していること。もしくは、業務期間中サテライトオフィス等の臨時的な事務所を設置すること。
- (9) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能であること。

4. スケジュール

日 程	項 目	提出様式
3 月 18 日 (火)	各種書類、受付開始	
3 月 26 日 (水) 17:00 まで	質問受付期限	1
3 月 28 日 (金) 13 : 00	質問への回答	
4 月 3 日 (木) 17 : 00 まで	参加表明書受付期限	2
4 月 11 日 (金) 17 : 00 まで	企画提案書受付期限	3、4、5、6、7
4 月 25 日 (金)	プレゼンテーション審査	自由様式
4 月 28 日 (月) 13 : 00	審査決定通知	

5. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663番地1

中土佐町役場 まちづくり課 (商工係)

電 話 : 0889-52-2365

FAX : 0889-52-2013

電子メール : machi@town.nakatosa.lg.jp

6. 質問及び回答

本事業に関する質疑については、質問書(様式1)を下記の方法により受付し、回答を中土佐町ホームページにて公表する。

- (1) 提出方法 電子メールとする。(電話及びFAXは不可)

送信先 : machi@town.nakatosa.lg.jp

(件名は「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務に関する質問」とすること)

- (2) 提出期限 令和7年3月26日(水) 17時まで

- (3) 回答期日 令和7年3月28日(金) 13時ごろ

7. 参加の表明

プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出方法 原則電子メールとする。

送信先： machi@town.nakatosa.lg.jp

(件名は「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務に係る参加表明書」とすること)

(2) 提出書類 参加表明書(様式2)

(3) 提出期限 令和7年4月3日(木) 17時必着

8. 提案書の提出

プロポーサル参加者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者1案とする。

(1) 提出書類

①提案書鑑文(様式3)

提案書一式(サイズは原則A4サイズとする。表現上の不都合がある場合はA3も可。)

②経費見積書(様式4)

③会社等概要書(様式5)

④各種税滞納調査に関する同意書(様式6)

⑤暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式7)

⑥登記簿謄本又は登記事項全部証明書

(2) 提出部数

1部(上記①から⑥までを1冊の提案とし、1部を紙ファイルで提出)

加えて、電子データを電子メールで提出すること。

(3) 提出先

電子データ：machi@town.nakatosa.lg.jp

(件名は「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務に係る提案書」とすること)

紙ファイル：まちづくり課

(4) 提出期限 令和7年4月11日(金) 17時必着

9. 審査方法

(1) 企画提案者プレゼンテーション実施日及び開催場所

①実施日 令和7年4月25日(金)

②時間 14時～15時30分(予定)

③開催場所 中土佐町役場1階 大会議室①

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

②プレゼンテーション審査は、企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質

問に答える形式で実施する。所要時間は、準備時間を含めず 40 分程度（説明 20 分、質疑応答ほか 20 分）とする。

③プレゼンテーションは、パソコン等を使用しモニターに投影する方法を採ることを認める。この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション前日までに事務局に電子メールにて提出すること。（件名は「中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業委託業務に関する資料」とすること）なお、この資料は、提案書の範囲を超えた内容は認めない。

④モニターは委託者が用意するが、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、開催場所はインターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。

（３）選定

プレゼンテーション審査の結果、最も点数の高い者を委託候補者として選定する。最も高い点数の者が２者以上となった場合は、審査委員長が委託候補者を決定する。

（４）審査項目及び配点

評価の点数については、合計 100 点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

審査項目	審査視点	配点
提案書、プレゼンテーション	提案内容及び業務方針・方法は一貫しているかまたプレゼンテーションの内容が分かりやすく説得力があるか	10 点
業務実績	本業務の責任者及び担当者は、本事業を円滑に遂行する上で必要なノウハウと実績に基づく経験を有しているか	5 点
電子化システム構築	電子商品券の使用に耐えうるシステム環境の構築について十分な説明がなされているか	25 点
販売、管理、換金	利用者の利便性を考慮した方法が提案されているか 加盟店の経営に配慮した換金時期及び回数が提案されているか 本事業に係る個人情報等のデータ漏洩を防止するために対策が講じられているか	35 点
町民及び加盟店舗対応	町民及び加盟店に対してスムーズな事業展開ができるような説明会やサポートを実施できる体制であるか	10 点
業務実施体制	業務を実施できる十分な人員体制が確保できているか	5 点
経費見積書	企画提案内容に見合った適切な見積り金額であるか	10 点

10. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書を提案者へ文書及び電子メールで通知するとともに、ホームページでも公表する。

通知予定日 令和 7 年 4 月 28 日（金）

11. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第1順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 委託者は第1順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合、提出された経費見積書の範囲内で契約を締結し、当該事業者を正式な委託事業者とする。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、委託者は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、委託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、委託者は契約を解除することができるものとする。この場合、委託者は次順位の者を繰り上げるうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
 - ① 提出物の期限等、所定の期限に遅れた場合
 - ② 本要領及び仕様書違反、提案書（参考見積額含む）と異なる対応をした場合
- (5) 契約保証金は免除する。

12. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案事業者の全額負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 本事業に関して新たに発生した知的財産権は、委託者に帰属する。契約期間満了後も委託者が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、委託候補者の承諾を得るものとする。
- (4) 委託候補者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 本プロポーサルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加表明書を含む）を行った者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (6) 提案概要については、必要に応じて公表する場合があるものとする。
- (7) 企画提案書提出締切日以降の資料の追加及び変更は認めない。

附 則

この手続きは、令和7年3月17日から施行する。